

## テロ法制と人権制限の現状と国民意識

### The Public Opinion on “*the Legislation about terrorism and Human Rights*” in Japan and United Kingdom

佐藤 潤一（SATO Jun'ichi）

本研究課題は、基本的には従来テロ対策法制が専ら警察法の領域で扱われ、しかもそれほど整備されていなかった日本と、北アイルランドとの関係で、時限法ではありながらテロ対策法制の長い歴史を持つイギリスが、いわゆる9.11テロ前後から恒久的なテロ対策法制を整備しつつある現状に着目するものである。

今年度は、主としてイギリスにおいてブレアの後継首相であるブラウンが、就任後すぐに多くの法案を出したなかで、ブレアが退任直前に示していたのと基本的には同一路線に立つテロ対策法案を提出している現状を主として調査した。

いまだ審議が行われている状況であって、本報告執筆時には法律として成立しているわけではない。けれども、注目すべき特徴があり、本法案についてはイギリス憲法研究会の2008年夏合宿（龍谷大学：本研究会は科研費補助を受けた研究会であり、同研究会に報告者は研究協力者として参加している）およびヨーロッパ人権裁判所研究会（専修大学）において報告した。報告は、「イギリスのテロ法制の現状とブラウン政権」と題したもので、後者の研究会においてはヨーロッパ人権裁判所の判例とイギリスの国内裁判所の判例との関係についても言及した。ブラウン政権は、就任直後の白書・緑書で成文憲法典制定を表明しており、「立憲主義」論が盛んである最近の学会からも一定の注目を浴びている。

EUとイギリスの関係については、昨年度参加していた科研（EU憲法条約の研究）で分担者であったこともあり、特に人権保障の観点からの研究を公にした（「EU改革条約」とイギリスの「憲法改革」に関する覚書・大阪産業大学論集人文・社会科学編第3号75～91頁）。その研究とも関連付けつつ、ブラウン政権のテロリズム立法（Counter-Terrorism Bill 2007-08 < <http://services.parliament.uk/bills/2007-08/counterterrorism.html> >）がブレア時代との連続性を持っているか、その内容・問題点はなにか。イギリスの2000年対テロ法以来の原則は人権侵害的な立法としての傾向を強めているが、他方で同じ2000年から有効な1998年人権法の影響もあり一定の修正が行われている。

ヨーロッパ人権条約（ECHR）・人権法との関係に目を向けると、Derogation（人権条約で定められた権利からの国の逸脱）と関連付けた立法が継続していることが、判例でも批判的に取り扱われていることを読み取ることができる。控訴院、高等法院、貴族院で多くの判決が下されており、今後はこれらの判決分析が課題となろう。他方EUとの関係については、EU presidentによる牽制的な発言が注目されるが、これが上記立法にどのように影響するかは、現時点では未知数である。